

第5回 豊岡市農業委員会総会（定例会） 会議録

令和元年8月26日（月）

（豊岡市役所3階会議室）

午後1時30分開会

議事日程

諸 報 告

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
番 委員
番 委員
- 日程第2 会期の決定について
月 日 日間
- 日程第3 第31号議案 農地法第3条の規定による許可申請審議について
- 日程第4 第32号議案 農地法第4条の規定による許可申請審議について
- 日程第5 第33号議案 農地法第5条の規定による許可申請審議について
- 日程第6 第34号議案 農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当しないことの証明について
- 日程第7 第35号議案 農地法第4条第1項ただし書き（第8号）の規定による届出書受理について
- 日程第8 第36号議案 農地法第5条第1項ただし書き（第7号）の規定による協議について
- 日程第9 第37号議案 農地移動適正化あっせん事業の要請について

出席委員（16名）

- | | | | |
|------|---------|------|---------|
| 1 番 | 宮 岡 正 則 | 2 番 | 加 悦 富美恵 |
| 3 番 | 高 尾 利 美 | 4 番 | 原 清 美 |
| 6 番 | 井 谷 勝 彦 | 7 番 | 田 中 直 喜 |
| 8 番 | 上 坂 光 広 | 9 番 | 水 嶋 義 彦 |
| 10 番 | 西 沢 泰 裕 | 11 番 | 宮 口 豊 隆 |
| 12 番 | 北 垣 裕 次 | 15 番 | 尾 口 正 信 |
| 16 番 | 永 井 辰 正 | 17 番 | 村 田 憲 夫 |
| 18 番 | 大 原 博 幸 | 19 番 | 森 井 脩 |

欠席委員（3名）

- | | | | |
|------|---------|------|---------|
| 5 番 | 蜂須賀 久 人 | 13 番 | 齋 藤 善 久 |
| 14 番 | 石 橋 重 利 | | |

事務局出席職員職氏名

農業委員会事務局長……………宮 崎 雅 巳 農業委員会事務局次長…上 阪 善 晴
農業委員会事務局主幹兼係長…古 谷 明 仁 農業委員会事務局主査…西 田 弥

会長挨拶

○議長（森井 脩） みなさん、こんにちは。ご苦労さまです。先日の15日でしたか、超大型で、前ぶれが凄いものですから大変心配もしていたんですが、お陰で大きな被害はなくて。7月の長雨で稲の生育も心配していたんですが、8月の猛暑でだいぶ回復して、今事務局の方からありましたように、今日来る時に六方田んぼを通ってきたんですが、結構コンバインが走りまわっていました。おそらく六方田んぼですから極早生の新しい何とかいう品種で五百万石あたりを刈っているんじゃないかなと思いますが、いよいよ実りの秋、収穫の時季になってまいりました。天候次第ということもありますが、去年もヤキモキしたことも思い出しますし、順調に今年の秋が済むことを、豊作が期待できることを願っているところでございます。

私たち農業委員会の任期も3年目でございます、また後で、全員協議会のところでご相談があると思いますが、意見書の提出、その取りまとめということをやってまいりました3年間の集約の最後の時期ということになってまいります。一層のみなさん方のご活躍をお願いしまして開会にあたりまして一言だけご挨拶としたいと思います。よろしく願いいたします。

諸報告

○議長（森井 脩） 日程に先だち諸報告をします。

本日の欠席の届け出を聞いております。5番 蜂須賀久人委員、13番 齋藤善久委員、14番 石橋重利委員、3名の方の欠席の通告を受けております。

行政報告

○議長（森井 脩） それでは、農業委員会にかかる行政報告をいたします。

行政報告については、別紙のとおりとなっておりますのでご清覧ください。

以上で行政報告を終わります。

○議長（森井 脩） 続いて行政報告に関する質疑を受けます。

質疑ありませんか。

西沢委員。

○10番（西沢 泰裕） 8月9日と15日に認定農業者の認定審査会が開催されたと。

この中で新規に認定農業者にという方は何名いらっしゃいましたか。

○事務局（宮崎 雅巳） すみません、今手元に資料がないので、会議の最中に取り寄せまして、会議終わりにご報告させていただきますのでご了解願います。

○議長（森井 脩） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」 の声あり）

○議長（森井 脩） 他にないようですので、 質疑を終結します。

ただいまの出席委員数は16名であります。

定足数に達しておりますので、 会議は成立いたします。

ただ今から第5回豊岡市農業委員会総会（定例会）を開会いたします。

本日の会議に付した事件は、 許可申請案件14件、 証明案件8件、 届出書受理案件1件、 協議案件1件、 合計24件です。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、 お手元に配付しております資料のとおりです。

直ちに日程に入ります。

議事録署名委員の指名

○議長（森井 脩） 日程第1 「議事録署名委員の指名」を行います。

議事録署名委員は、 議長より2名を指名します。

1番 宮 岡 正 則 委員

2番 加 悦 富美恵 委員

以上の委員にお願いします。

会期の決定

○議長（森井 脩） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

第5回農業委員会総会（定例会）は、 本日1日限りにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」 の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認めます。

よって第5回総会（定例会）は、 本日8月26日の1日間と決定しました。

第31号議案、 農地法第3条の規定による許可申請審議について

○議長（森井 脩） 付議事項に入ります。 日程第3、 第31号議案「農地法第3条の規定による許可申請審議について」を議題とします。

事務局、 説明願います。

【事務局説明】

○議長（森井 脩） 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明があればお願いします。現地調査員を代表して、3番 高尾委員、お願いします。

○現地調査員（高尾 利美） 去る8月8日、事務局の方2名、4番 原委員と私の4名で現地確認に行っていました。事務局の説明のとおりなのですが、29番の478番3、事務局の方の説明にもありましたように住宅の間の非常に小さな土地で、しかもそこに小さな建物が建っておりまして、ここで本当に野菜が作れるのかということと、838番と839番2なんですけれども、金網柵の外にある土地で、土地にはかなり笹の根だとかそういったいろんな根が張っており、大根を栽培されるというふうなことなんですけれども、本当に大根がここで栽培できるのかというのがすごく疑問に感じて帰ってまいりました。地元の委員さんには今後そのあたりの見守りをお願いしたいと思います。

○議長（森井 脩） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認めます。よって、第31号議案「農地法第3条の規定による許可申請審議について」は原案のとおり可決されました。

許可書を発行します。

第32号議案、農地法第4条の規定による許可申請審議について

○議長（森井 脩） 日程第4、第32号議案「農地法第4条の規定による許可申請審議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（森井 脩） 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明があればお願いしたいと思います。

現地調査員を代表して、18番 大原委員、お願いします。

○現地調査員（大原 博幸） 8月9日に田中委員と事務局2名、計4名で現地を確認

してまいりました。その結果、事務局から説明がありましたとおりで問題は感じませんでした。以上でございます。

○議長（森井 脩） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認めます。よって、第32号議案「農地法第4条の規定による許可申請審議について」は、原案のとおり可決されました。

許可相当という意見を付して県知事に進達します。

第33号議案、農地法第5条の規定による許可申請審議について

○議長（森井 脩） 日程第5、第33号議案「農地法第5条の規定による許可申請審議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（森井 脩） 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明があればお願いしたいと思います。

現地調査員を代表して、18番 大原委員、お願いします。

○現地調査員（大原 博幸） 8月9日、田中委員と事務局2名、合計4名で現地を確認してまいりました。事務局の説明のとおりでございますけど、33番と35番に訂正がありました。私たちが確認のときには33番は第2種農地、35番は2種農地ということで確認してまいりましたけれども、今お話を聞きますと、33番も1種だったということでございます。そういう特別な事情があるならばやむを得ないのかなとこんなふうに思っています。それから35番の第3種農地なんですけれども、第2種農地ということで私たちは確認してまいったわけなんですけれども、現状から見てここはやむを得ないのかなという感じをいたしましたので補足して説明させていただきます。以上です。

○議長（森井 脩） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (森井 脩) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (森井 脩) 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (森井 脩) 異議なしと認めます。

よって、第33号議案「農地法第5条の規定による許可申請審議について」は原案のとおりすべて可決されました。

許可相当という意見を付して県知事に進達します。

第34号議案、農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当しないことの証明について

○議長 (森井 脩) 日程第6、第34号議案「農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当しないことの証明について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長 (森井 脩) 事務局の説明は終わりました。

引き続いて、現地確認をいただいた委員の方に補足説明があればお願いします。

現地調査員を代表して、3番 高尾委員、お願いします。

○現地調査員 (高尾 利美) 8月8日、事務局の方2名、4番原委員、3番高尾の4名で現地確認してまいりましたが、事務局の説明のとおり特に問題はないと思います。

○議長 (森井 脩) これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (森井 脩) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (森井 脩) 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (森井 脩) 異議なしと認めます。

よって、第34号議案「農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当しないことの証明について」は、原案のとおりすべて可決されました。

証明書を発行します。

第35号議案、農地法第4条第1項ただし書き(第8号)の規定による届出書受理について

○議長 (森井 脩) 日程第7、第35号議案「農地法第4条第1項ただし書き(第8号)の規定による届出書受理について」を議題とします。

なお、高尾利美委員につきましては、農業委員会に関する法律第31条の規定により議事に参加することができません。

退席をお願いします。

(高尾委員の退席)

○議長 (森井 脩) 事務局、提案説明願います。

【事務局説明】

○議長 (森井 脩) 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明があればお願いしたいと思います。

現地調査員を代表して、18番 大原委員、お願いします。

○現地調査員 (大原 博幸) 8月9日、私と田中委員、事務局2名の4名で現地を見てまいりました。事務局の説明のとおりでございます。

○議長 (森井 脩) これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (森井 脩) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (森井 脩) 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (森井 脩) 異議なしと認めます。

よって、第35号議案、「農地法第4条第1項ただし書き(第8号)の規定による届

出書受理について」は、原案のとおり可決されました。

受理書を発行します。

では、高尾委員は入席してください。

(高尾委員の入席)

第36号議案、農地法第5条第1項ただし書き(第7号)の規定による協議について

○議長(森井 脩) 日程第8、第36号議案「農地法第5条第1項ただし書き(第7号)の規定による協議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長(森井 脩) 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明があればお願いしたいと思います。

現地調査員を代表して、18番 大原委員、お願いします。

○現地調査員(大原 博幸) 8月9日、田中委員と事務局2名、4名で現地を確認してまいりました。事務局の説明のとおり、特に問題はありません。以上です。

○議長(森井 脩) これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森井 脩) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森井 脩) 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森井 脩) 異議なしと認めます。

よって、第36号議案「農地法第5条第1項ただし書き(第7号)の規定による協議について」は、原案のとおりすべて可決されました。

許可相当という意見を付して県知事に進達します。

第37号議案、農地移動適正化あっせん事業の要請について

○議長(森井 脩) 日程第9、第37号議案「農地移動適正化あっせん事業の要請に

ついて」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（森井 脩） 事務局の説明は終わりました。

お諮りします。豊岡市農地移動適正化あっせん事業実施基準第8の（1）に基づく申出がありましたので、あっせんを行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） ご異議なしと認め、あっせんを行うものとします。

お諮りします。本議案における同基準第9の（2）に基づくあっせん候補者につきましては、認定農業者及び豊岡市地域水田農業ビジョンに登載された担い手とし、複数ある場合はその全員をその相手方として選定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） ご異議なしと認め、そのように決定します。

同基準第10に基づき、1名以上のあっせん委員を指名し当該あっせん委員をもって、あっせんを行うものとします。

暫時休憩いたします。

（休憩 午後2時18分）

（再開 午後2時20分）

○議長（森井 脩） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

お諮りします。あっせん委員の指名は、議長より行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認め、議長より2名を指名します。

村田 憲夫委員、阪井 裕推進委員。以上の委員をお願いします。

それでは、今後の流れについて説明します。

先ほど指名しました2名のあっせん委員により、あっせん候補者名簿に掲載されている候補者の中から選定した相手方を指名し、あっせん会であっせんが成立した場合、これにかかる3条申請については、総会の議案にかけることなく許可書を発行し、後日の報告案件とします。

また、あっせんが不成立となった場合にも、後日の総会における報告案件とします。

○議長（森井 脩） 以上で、第37号議案「農地移動適正化あっせん事業の要請について」を終わります。

閉会

○議長（森井 脩） お諮りします。本会に付議された議事はすべて終了しました。

これをもって本会議を閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認めます。

○議長（森井 脩） 先ほど質問がありました西沢委員の質問に対して回答ができるよう
ですので回答していただきます。

○事務局（宮崎 雅巳） 先ほどの質問は認定審査会で新規に申請というのは、〇〇〇
〇〇〇〇〇〇と名前が変わられたので、新しくということになりますし、それから19日
の方には〇〇さんが〇〇さんと〇〇さんが共同で申請されました。これも新しいというこ
とになります。新規といえば新規の扱いになります。もう一つ、〇〇〇〇〇〇〇〇さん
も営農組合から独立されて新規といえば新規ということですが、顔ぶれは変わっていない
という状況です。以上です。

○10番（西沢 泰裕） ありがとうございます。

○議長（森井 脩） 再度お諮りしたいと思います。本会に付議された議事はすべて終
了しました。

これをもって本会議を閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認めます。

よって本会はこれをもって閉会することに決定しました。

これにて、令和元年度第5回豊岡市農業委員会総会（定例会）を閉会します。

午後2時25分閉会